

いわき市農業委員会第29回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和8年9月16日(水曜日)午後2時00分、いわき市農業委員会総会を
いわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者(計31名)

(1) 農業委員(21名)

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
6 志賀 幸	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子	20 石井 英毅	

(2) 事務局(10名)

事務局長	鈴木 一徳
事務局次長	草野 達也
農政振興係長	佐藤 公威
農地審査係長	蛭田 祥久
農地調査係主査	勝沼 靖
農地調査係主査	高木 安弘
農地審査係主査	渡邊 裕一郎
農地審査係主査	坂本 祐輔
農地審査係主事	若松 恒佑
農政振興係主査(書記)	鈴木 雅輝

2 欠席者

4 木幡 仁一 21 大竹 公治 22 加茂 直雅

3 会議の概要(注：個人情報に係る箇所を除く)

事務局 (草野次長)	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>本総会は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。</p> <p>蛭田会長よろしくお願いいたします。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>はじめに本日の通告欠席ですが、議席番号4番 木幡仁一 委員、議席番号21番 大竹公治 委員、議席番号22番 加茂直雅 委員となります。</p> <p>現在、委員24名中21名が出席しており、これは農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。</p> <p>次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので宣告いたします。</p> <p>ただいまより「いわき市農業委員会第29回総会」を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。</p> <p>議席番号20番 生田目祥明委員 議席番号21番 石井英毅委員 以上2名の委員をお願いいたします。</p> <p>また、書記は事務局をお願いいたします。</p> <p>なお、議事録については、いわき市個人情報保護条例等に留意のうえ、委員個人名と発言内容の全てを記載する、全文記録方式により作成いたします。</p> <p>また作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても公表いたします。</p> <p>次に会務報告に入ります。</p> <p>今月の報告は、令和8年8月分となります。</p> <p>議案書2ページに記載のとおりですので各自ご確認ください。</p> <p>これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。</p> <p>総会資料には個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員および農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分ご注意願います。</p> <p>次に議案・報告案件において、取り下げ・追案等があるかどうか事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (佐藤係長)	<p>取り下げ・追案等はありません。</p>

議長
(蛭田会長)

それでは議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与制限により、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。該当者がいれば議案審議の際に申し出てください。

議案第1号に入る前に、事前の報告により、議席番号3番、遠藤重和委員がこの案件に参与できないとの報告を受けておりますので、一時退席をお願いいたします。

それでは議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の3ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については担当者が説明いたします。

事務局
(若松主事)

議案説明書の1ページをお開き下さい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。

議案説明書と併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧ください。

番号1番から番号5番につきましては売買による所有権の移転、番号6番につきましては贈与による所有権の移転です。

このうち番号2番は新規就農案件となっております。

番号2番につきましては、譲受人は自宅近隣にある叔父の農地を借り、家庭菜園を行っていました。今般、譲渡人より、申請地を譲り渡してもよいとの話があり、現在借りている叔父の農地および譲受人自宅より近いことから申請に至りました。農機具については、耕運機、トラクターを1台ずつ叔父より借りており、栽培予定作物は、自然薯、きゅうり、なす、果樹となっております。

以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。

今月の3条申請面積につきましては、田14,331㎡、畑2,713㎡、合計17,044㎡となります。

続きまして、議案説明書3ページをお開き願います。

許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている記載となっておりますが、番号2番について、今月8日に実施した現地調査の結果「問題あり」と判断されましたので、その内容についてご説明いたします。

現地調査を行ったところ、申請地には伐根後の樹木の根株や廃棄物などが多数残存しており「現況が農地ではない」と判断されたものです。

つきましては、現地調査報告の内容を踏まえご審議下さるようお願いいたします。

事務局 (若松主事)	<p>なお、許可要件の詳細につきましては、議案説明書 4 ページでご確認下さい。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>ただ今、議案第 1 号について事務局より説明がありました。</p> <p>ここで、担当委員より現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
1 番 鈴木(幸) 委員	<p>議席番号 1 番、鈴木幸夫です。</p> <p>番号 1 番、番号 3 番から番号 5 番につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>番号 2 番については、申請地に伐根後の樹木の根株や廃棄物が多数残存しており、農地性はないものと判断せざるを得ず、申請に係る形式上の要件を欠くことから却下が妥当であると考えます。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>続いて事務局よりお願いいたします。</p>
事務局 (若松主事)	<p>番号 6 番について事務局で現地を確認したところ、特段、問題はございませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>ただ今の報告では「番号 1 番、番号 3 番から番号 6 番は特に問題なく、番号 2 番は現況が農地とは判断できないことから却下が妥当」とのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第 1 号について「番号 1 番、番号 3 番から番号 6 番は許可とし、番号 2 番は現況が農地とは判断できないことから却下」とすることにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」は、ただ今の説明のとおり可決いたします。</p> <p>本案件の審議が終了いたしましたので、遠藤委員は席にお戻りください。</p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (蛭田係長)	<p>議案書の 4 ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案第 2 号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>

事務局
(渡邊主査)

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。

説明書の6ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」は9ページから「意見および決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号4005番になります。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的の順で申し上げます。

番号1番、平沼ノ内、田、1,380平方メートル、農地改良としての一時転用です。

当該地につきましては、今月8日に現地調査を実施した際、申請地全体に人の背丈以上の雑草等が繁茂しており、土地への立ち入りができず、転用範囲や農地性の有無が確認できない状況であり、現地調査担当委員から「現況が農地とは判断できないことから却下が妥当である」との意見がありました。

番号1番についてはこれらの状況及び現地調査報告の内容を踏まえ、ご審議くださるようお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

議長
(蛭田会長)

ただ今、議案第2号について事務局より説明がありました。

ここで、担当委員より現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

1番
鈴木(幸)
委員

議席番号1番、鈴木幸夫です。

番号1番について、現地を調査した結果、事務局説明のとおり、申請地全体に雑草等が繁茂しており、転用範囲や農地性の有無が確認できない状況であったことから、現況が農地とは判断できず、申請に係る形式上の要件を欠くものとして却下が妥当と考えます。

報告は以上です。

議長
(蛭田会長)

ただ今の報告では「現況が農地と判断できないことから却下が妥当」とのことでした。

委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

議案第2号について「現況が農地と判断できないことから却下」とすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第2号「農地法4条第1項の規定による許可申請について」は却下といたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の5ページをお開き願います。
【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】
なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(坂本主査)

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の8ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」は11ページから「許可申請に係る意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5017番からになります。

それでは、申請土地の所在地番、地目、面積、転用目的、権利の移動事由の順に申し上げます。

番号1番、遠野町上遠野、田、490平方メートル、駐車場、所有権の移転です。

番号2番、常磐上矢田町、田、1,997平方メートル、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号3番、常磐上矢田町、田、1,025平方メートル、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号4番、常磐上矢田町、田、1,428平方メートル、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号5番、常磐上矢田町、田、1,162平方メートル、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号6番、常磐上矢田町、田、210.46平方メートル、工事用地としての一時転用、使用賃借権の設定です。

番号7番、平下高久、畑、1,122平方メートル、資材置場、所有権の移転です。

以上、面積は、田：6,312.46平方メートル、畑：1,122平方メートル、合計：7,434.46平方メートルとなります。

なお、地域計画内の農地を転用する場合、あらかじめいわき市による地域計画の変更手続きが必要となりますが、今月の5条許可申請案件では該当地はございません。

以上7件につきまして、申請内容を精査した結果、番号1番、5番、7番につきましては農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。

次に「一般基準」を満たしていないと考えられる番号2番から4番及び6番について説明いたします。

まず、番号2番から4番についてですが、県の手引きにおける一般基準で「周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は許可できない」と記載されており、具体的には「申請に係る農地の位置等からみて、集団的に存在している農地を蚕食し又は分断するおそれがないか」等を確認することになっております。

事務局
(坂本主査)

番号2番から4番は3つの太陽光発電設備を隣接するかたちで集団的に存在している農地のほぼ中央部分に設置するものになります。この転用を行うことにより「現地調査位置図」の15ページに掲載している申請地の東側の農地、同じく位置図の17ページに掲載している申請地の北西側および南西側の農地に蚕食、分断するおそれがあるものと考えます。

今月8日に現地調査を実施した際、現地調査担当委員から「申請地の転用は集団的に存在している農地を蚕食、分断するおそれがある」との意見がありました。

次に、番号6番についてですが、県の手引きにおける一般基準で「農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合は許可できない」と記載されております。

番号6番は番号2番から4番における太陽光発電設備の設置に係る工事用地としての一時転用であることから、番号2番から4番を不許可とした場合、申請目的実現の確実性がないと判断され、一般基準を満たさないものとなります。

つきましては、これらの状況及び現地調査報告の内容を踏まえ、ご審議くださるようお願いいたします。

説明は以上です。

議長
(蛭田会長)

ただ今、議案第3号について事務局より説明がありました。

ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

3番
遠藤委員

議席番号3番、遠藤重和です。

番号1番、番号5番、番号7番については、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。

番号2番から番号4番については、事務局説明のとおり、申請地の転用は集団的に存在している農地を蚕食、分断するおそれがあり、一般基準を満たさないことから不許可相当であると考えます。

番号6番については、不許可相当であると判断する番号2番から番号4番の太陽光発電設備設置に伴う工事用地としての一時転用であり、申請目的実現の確実性がないものと判断され、同様に一般基準を満たさないことから不許可相当であると考えます。

報告は以上です。

議長
(蛭田会長)

ただ今の報告では「番号1番、番号5番、番号7番は特に問題なく、番号2番から番号4番、番号6番は農地転用許可基準のうち一般基準を満たさないことから不許可相当」とのことでした。

委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

議長 (蛭田会長)	<p>議案第3号について「番号1番、番号5番、番号7番は許可とし、番号2番から番号4番、番号6番は農地転用許可基準のうち一般基準を満たさないことから不許可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、ただ今の説明のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (高木主査)	<p>議案書の6ページをお開き願います。</p> <p>【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>引き続き、詳細についてご説明いたします。</p> <p>議案説明書の11ページをお開き下さい。</p> <p>議案第4号は、農地中間管理事業の推進に関する法律（第19条第3項の規定）により、市が農業委員会に対し意見を求めるものです。</p> <p>13ページをご覧ください。</p> <p>公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、借り受け者に転貸する事案です。</p> <p>実施地区は、四倉、小川、勿来地区 借り手は4名、対象筆数は、田20筆、面積は、17,355㎡となります。</p> <p>なお、貸付相手方の要件につきましては、いずれも満たしていることを確認しております。</p> <p>説明は以上となります。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>ただ今、議案第4号について事務局より説明がありました。</p> <p>委員の皆様から何かご質問はございますか。</p>
19番 生田目委員	<p>議席番号19番、生田目祥明です。</p> <p>番号4番の件についてですが、現況地目では「田」になっていますが、公簿地目では「山林」「原野」となっている土地があるようです。これは、こういった理由でこうなっているのかと、公簿上、農地ではないところを貸し借りするのはどうなのかと思いたしますがどうでしょうか。</p>
事務局 (高木主査)	<p>8月28日現在で現況を確認した結果、公簿上の地目は「山林」「原野」となっておりますが、現状は田となっております。</p>
19番 生田目委員	<p>現状ではなく、公簿上は農地でないところの貸し借りになるのですが、どうなのですかということですが。</p>
事務局 (高木主査)	<p>現況主義になります。</p>

19番 生田目委員	現況が「田」であるにしても、地目的には農地でないところなので、農地にしてから貸し借りをやるのが妥当ではないかと思うのですが、現況で判断して良いというのであればそれ以上は申しませんが、ただ、あまりこれが良い状況ではないと思います。現況が農地ではないが、それでも農地として貸し借りする。現況が農地だけれど、公簿上は農地ではない、その土地を中間管理機構を通して貸し借りするというのは、あまりよろしくないと思うところはあります。
7番 田子委員	固定資産税はどうなるのでしょうか。
事務局 (高木主査)	現況課税になるので問題ありません。
議長 (蛭田会長)	この案件は、農業委員会に意見を求められているものなので、意見を付して回答することになります。 そのほかご意見のある方はいらっしゃいますか。
13番 岡村委員	議席番号13番、岡村泰典です。 1番の借受者ですが、昨今、耕作できていない田が見受けられます。今回、さらに7反歩ほど借り入れるようですが、耕作できていない田があるのに貸しても大丈夫なのかという不安があります。今年借りているところは、ちゃんと耕作できているのかを確認したいです。
事務局 (高木主査)	8月28日に現地を確認したところ、該当する田についてはすべて未耕作でした。農地中間管理機構に確認したところ、借受人本人は高齢ではあるものの、家族の協力により耕作は可能であると判断しているとのことでした。
13番 岡村委員	内容は理解しました。ただ、昨年耕作して刈り取りできていないところもあったので、今後、さらに借り受け希望があった際は十分注意していただきたいと思います。未耕作で賃借料だけ支払うことは負担にしかならないので、その点の確認はしっかりしていただきたいと思います。
議長 (蛭田会長)	そのほかご質問・ご意見はありますか。 【質問なし・意見なし】 それでは、ご意見をまとめますと、 ①「公簿地目と現況地目が異なっている場合は、可能な限り計画作成前に地目変更をお願いしたい。」 ②「借受人のこれまでの営農状況等(特に高齢による耕作負担など)を踏まえ、賃貸借契約の手続きを進めてほしい。」 という意見がございました。

議長
(蛭田会長)

議案第4号について、これらの意見を農業委員会の意見とすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、

- ①「公簿地目と現況地目が異なっている場合は、可能な限り計画作成前に地目変更をお願いしたい。」
- ②「借受人のこれまでの営農状況等(特に高齢による耕作負担など)を踏まえ、賃貸借契約の手続きを進めてほしい。」

といたします。

次に、議案第5号「非農地の判断について」事務局の説明を求めます。

事務局
(勝沼主査)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

引き続き、詳細についてご説明いたします。

議案説明書の15ページおよび資料1をお開き下さい。

番号1番の登記地目「畑」1筆、「田」2筆については、長年耕作がされておらず、すでに山林化していることから、所有者の申し出により非農地判断を行うものです。

土地の現況については、8月21日に実施された平1区農地パトロール時の現地調査においても、耕作の用に供されていないことを確認しております。

なお、今回の非農地判断にあたり、所有者意向および関係機関の確認も行っております。

今回の該当農地の面積は、畑1筆、田2筆の併せて4,027㎡です。

現地の様子については、前面のモニターに投影させていただきます。

(現地写真を投影)

これらの状況および農業委員、農地利用最適化推進委員による現地調査の内容を踏まえ、ご審議くださるようお願いいたします。

説明は以上です。

議長
(蛭田会長)

ただ今、議案第5号について事務局より説明がありました。

ここで担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

2番
鈴木(義)
委員

番号1番について、8月21日の農地パトロールの中で、平1区地区審議会の平田敬一委員、木村茂委員、富岡正治委員と現地を確認しましたが、すでに山林・原野の様相を呈している状況であり、非農地化することに関し、特段、問題ありません。

議長
(蛭田会長)

ただ今の報告では「特に問題ないと判断される」とのことでした。
委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「非農地の判断については、原案のとおり可決いたします。

次に報告に入ります。

報告第1号から第3号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】

議案説明書の17ページから23ページをご覧ください。

今月の報告件数は29件、権利の移動事由は全て相続です。

権利の取得面積は、田73,913.20㎡、畑36,475.44㎡、合計110,388.64㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

次に、議案書の9ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第4条第1項第7号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の25ページ、26ページをご覧ください。

今月の報告件数は1件、転用面積は田866.00㎡、畑0㎡、合計866.00㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の10ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の27ページから29ページをご覧ください。

今月の報告件数は9件、転用面積は田3,684.11㎡、畑2,694.00㎡、合計6,378.11㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

以上となります。

議長
(蛭田会長)

以上、事務局説明のとおりご承知願います。

次に、協議事項に入ります。

「第18期農地利用最適化推進委員の欠員募集について」事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

まず、欠員募集に先んじて、報告させていただきます。

皆様に周知させていただきましたが、小名浜・常磐地区の推進委員、菅野嘉晴様が、本年8月2日に亡くなられました。

このため、小名浜・常磐地区において1名の推進委員を募集させていただきたいと考えております。

それでは、お手元にお配りした資料2-1をごらんください。

欠員募集および第19期推進委員改選に向けたスケジュールになります。

上段、黒塗、白文字の「Point」をご覧ください。

1つめとして、今回の欠員募集は、来年7月の改選へ向けたスケジュールと併せて、広報や募集、評価委員会を進めて参ります。

2つめは、今回募集する小名浜・常磐地区の推進委員1名については、令和9年3月1日からの任期を予定しております。

このため、推薦者につきましては、令和9年7月8日からの第19期における推進委員継続も見据えて選定の配慮をお願いします。

次に、資料2-2をごらんください。

推進委員の再募集について、主な内容を読み上げますのでご確認願います。

1の募集人数は1名で、地区は小名浜、常磐地区になります。

3の任期は、令和9年3月1日～同年7月7日までとなっております。

7の募集期間は、令和8年11月2日(月)から同年12月18日(金)まで

10の提出書類は、推薦・応募の別に応じ、3つの指定様式があります。

申し込み方法ですが、問い合わせ先に書類を持参、郵送で提出していただくということで、問い合わせ先は「いわき市農業委員会事務局」としております。

申請書類に関しましては、様式、記載例となっておりますが、推薦等の別に応じ、表題に隅付き括弧で【再募集】と記載しておりますので、応募の際は、第19期の改選に関する様式とお間違えのないようにお願いします。

事務局からは以上です。

議長
(蛭田会長)

ただ今、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご意見、ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

「第18期農地利用最適化推進委員の欠員募集について」ただ今の説明のとおりとすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め「第18期農地利用最適化推進委員の欠員募集について」は、ただ今の説明のとおりといたします。

次に、その他に入ります。

始めに、事務局より何かございますか。

事務局 (佐藤係長)	【参考】「その他：令和9年度県農業施策に関する意見書について」 上記資料について説明した。
議長 (蛭田会長)	ほかに何かございますか。 【特になし】 次に、委員の皆様より何かございますか。 【特になし】 特にないようですので、以上をもちましていわき市農業委員会第29回総 会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。

4 議案・報告の内容および審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	番号1番、番号3番から 番号6番は許可、番号2 番は却下
第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	却下
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	番号1番、番号5番、番 号7番は許可、番号2番 から番号4番、番号6番 は不許可
第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条 第3項の規定による農用地利用集積等促進計 画(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決
第5号	非農地の判断について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

3 遠藤 重和（議案第1号に該当）

6 本総会の閉会時刻

午後 3 時 8 分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

17 新妻 吉人 18 松崎 正信